2 各表の記載の仕方

別表一

各事業年度の所得に係る申告書ー内国法人の分

1 この表の用途

この表は、内国法人が確定申告(法第74条第1項《確定申告》の規定による申告書(その申告書に係る期限後申告書を含みます。)の提出をいいます。以下同じです。)若しくは仮決算による中間申告(法第72条第1項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定による申告書の提出をいいます。以下同じです。)又はこれらの申告に係る修正申告(修正申告書の提出をいいます。以下同じです。)をする場合及び地方法第6条第1号に掲げる法人が確定申告(地方法第19条第1項《確定申告》の規定による申告書(その申告書に係る期限後申告書を含みます。)の提出をいいます。以下同じです。)若しくは仮決算による中間申告(地方法第17条第1項《仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等》の規定による申告書の提出をいいます。以下同じです。)又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に使用します。(注)連結親法人は別表一の二を、外国法人は別表一の三をそれぞれ使用してください。

2 各欄の記載要領

(1) 確定申告又は仮決算による中間申告の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」及び「代表者」	法人名及び代表者名を記載してください。	必ずフリガナを付けてく ださい。
「法人番号」	国税庁から通知を受けた13桁の法人番号を記載します。	法人番号は国税庁法人番 号公表サイト (https://www. houjin-bangou.nta.go.jp) から検索することができま す。
「法人区分」		11 ページの「(参考) 税率 区分」の法人区分欄を参照 してください。
「同上が1億円以下の普通法人 のうち中小法人に該当しないも の」	当期末における資本金の額若しくは出資金の額が 1億円以下又は資本若しくは出資を有しない普通法 人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非 中小法人」を〇で囲んで表示します。 (1) 相互会社 (2) 次のいずれかの法人(以下「大法人」といいま す。)との間にこれらの大法人による完全支配関係 がある法人 ① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上であ る法人 ② 相互会社(外国相互会社を含みます。) ③ 法第4条の7 (受託法人等に関するこの法律 の適用》に規定する受託法人(以下「受託法人」 といいます。) (3) その普通法人との間に完全支配関係がある全ての 大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の 大法人が有するものとみなしたときにそのいずれか 一の大法人による完全支配関係があることとなる法 人	ては、81ページを参照してください。

欄	記	載	要	領	注意	事	項
	(4) 投資法人(5) 特定目的会社(6) 受託法人	Ł					
「同非区分」	別表二の「判定 んで表示します。	E結果 18」	で判定し	た区分を○で囲			
「旧納税地及び旧法人名等」	当期中に納税地合又は合併法人がをする場合には川名)を、本店又は異なる場合には対し、異なる場合には対します。	び被合併法 日納税地又 主たる事務 体店又は主	人の最後 は旧法人 所の所在 たる事務原	名(被合併法人 地と納税地とが 所の所在地を記			
「※税務署処理欄」	原則として記載 ただし、「売上 売上(収入)金額 特別損益を除きま 満の端数は切り上	:金額」欄に の合計額 :す。) を]	こついては (雑収入、 100 万円単	、損益計算書の 営業外収益及び 位(100 万円未	税務署におり	考とた する事 ること	まり、また 務の効率 こから、記
翌年以降 送付要否 要 否	税務署から送作るため、翌期以降 別表セット、勘定 並びに法人事業材 います。)の送付 で表示します。	、申告書用 它科目内訳 既況説明書	紙 (別表- 明細書及で 又は会社:	び適用額明細書 事業概況書をい	関 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 の に 情 ら お 載 は た 、 が 、 が 、 が 、 が 、 が 、 が 、 が 、 が 、 が 、 が 、 が 、 が は た は に に に に に に に に に に に に に	降申、よぶ務 士甲確し付です青む.ま、告及送必署 関告定たす、。紙ホ.の書び付要~ 与書申 そこ 紙ホ.の	開勘さな御 の用告申この どっのでの科ま合絡 るの必のとへ 各一) いてのとなる は送要おしの 種ジにを
適用額明細書提出の有無有無	第3条第1項(適 適用額明細書を申 ○で囲んで表示し	用額明細書 告書に添作 よす。 いて、税額 D租税特別 を提出した	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	たは、「有」を の金額を減少さ 用を受けないた	がて合別い そ細故又合税こだ用し頭のもに措ここの書意はを特とけ額ま用た虚は置とれ後のに虚除別が速明するにとら誤提、偽い措でや細は出添のて置きか書のが付言、のまにの	スロ税用で合ひあが己法のす、 は載関がいになっな載人適の誤 添が係受すおいたかが 移用でり	付あのけばい適といあ関を、のがっ租ら。て用きたっ係受でなあた税れ も額は場たのけきいる場特な、明、合場租るる適

	欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	士法第30条 有 税理士法第33条 の2の書面提出有	税理士法第 36 33 条の 2 (計算 付)) に規定する 当する欄を○で	事項、審査事 書面を申告書	耳項等を記 書に添付す					
告書	業年度分の法人税 申 対 及び「課税事業年度分の地 対入税 申告書」	じてそれぞれ「マ	確定」又は 申告書である	「中間」	書との区分に応 と記載します。 は、「期限後確定」	この申 ある場合い 「中間申告の場 の計算期 にその計 ください。	こは、合門の利用の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	更に	月日
	「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額5」	次に掲げる場 載します((1)及 これらの合計額 (1) 別表六(三十 その金額を記	び(2)のいず を記載しま -五)「31」	れにも該 す。)。		この場合に関するして添付し	明細	を別	
法		務者》の承認。 業年度で、次に	見定により治 を取り消さ こ掲げる規定	去第4条の れた日の 官の適用が	02 (連結納税義 前日の属する事 ぶある場合、これ				
人		を記載します。 ① 措置法第	。 42条の6第	5項 (中	加算される金額 中小企業者等が機 日又は法人税額の				
税		② 措置法第 おいて工業 の特別控除③ 措置法第	用機械等を)) 42 条の 12	取得したの4第5	中縄の特定地域に 場合の法人税額 項(中小企業者				
額		別償却又は ④ 令和3年 5項 (特定	法人税額の 改正前の措 中小企業者	特別控除 置法第 42 等が経営	2 条の 12 の 3 第 改善設備を取得				
0		⑤ 平成 30 年 《エネルギ た場合の特別	手改正前の打 一環境負荷 別償却又は	昔置法第 低減推進 法人税額	額の特別控除》 42 条の5第5項 設備等を取得し の特別控除》		•	<u></u>	
計	「法人税額計 10」	合の課税の特例))に規定す 途秘匿金の]	る使途秘 支出の額(たの支出がある場 匿金の支出があ の 40%相当額を す。		川所得 こは、 こ金額	身に対 この 頁を	外書とし
算	「仮装経理に基づく過大申 告の更正に伴う控除法人税 額12」		年度開始の り、かつ、そ れる法人税 除されてい	日から5 の更正の 額のうち	通知書に記載さ 前期以前の法人				

į	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	「差引所得に対する法人税 額14」	この金額が 100 円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
	「中間申告分の法人税額 15」	この申告が確定申告である場合に中間申告により 納付すべき法人税額を記載します。	その税額の納付の有無に かかわらず記載します。
	「差引確定 法人税額 (14) - (15) 場合はその 税額とし、 マイナスの 場合は、(26) へ記入 16」	この金額が 100 円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「中間納付額 26」に記載します。	
	「所得税の額 17」	別表六 $(-)$ の「 6 の (3) 」に内書きした金額がある場合には、その金額を別表六 $(-)$ の「 6 の (3) 」の金額から控除した金額を記載します。	
法	「所得税額等の還付金額 25」	この申告が仮決算による中間申告である場合に、 法第78条(所得税額等の還付)の規定による還付を 受けようとするときは、「所得税の額17」の金額、 「控除しきれなかった金額21」の金額又は別表七(一)	
人		の「13 の③」の金額のうち、いずれか少ない金額を 記載します。	
税	「所得税額等の還付金額 25」 から「計 28」までの各欄	この申告が確定申告であり、かつ、所得税額等の還付金額、法人税の中間納付額の還付金額又は欠損金の繰戻しによる還付請求税額がある場合に、それぞれの金額を記載します。	
	「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 27」	この申告が確定申告である場合には、欠損金の繰戻しによる還付請求書の「還付金額 15」をこの欄の外書に移記します。	
額			戻しによる還付》の規定の 適用を受けることができま せんので御注意ください。た だし、清算中に終了する事業
0			年度、解散(適格合併による解散を除きます。) 若しくは事業の全部の譲渡などの特別の事実があるとき又は同
計			条第5項に規定する災害損失欠損金額があるときは、同条の規定の適用を受けることができます。 (1) 平成4年4月1日から
第			令和4年3月31日までの間に終了する事業年度(2)の事業年度を除きます。) 措置法第66条の12各号(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人以外の法人(2)令和2年2月1日から令和4年1月31日までの
			間に終了する事業年度(以下「特例事業年度」といいます。) 新型コロナ税特法第7条各号《大規模法

	欄	記	載	要	領	注 意 事 項
						人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付》に掲げる法人なお、普通法人(投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。)のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円(特例事業年度にあっては、10億円)以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(相互会社を除きます。)(当期末において資本金の額又は出資金の額
法						が5億円以上(特例事業年度 にあっては、10億円超)であ る法人等による完全支配関 係がある法人など法第66条 第6項第2号又は第3号
人						第6頃第2号又は第3号 《各事業年度の所得に対す る法人税の税率》に掲げる 法人(特例事業年度にあって は、新型コロナ税特法第7条
税						第2号又は第3号に掲げる 法人)に該当するものを除き ます。)など、措置法第66条 の12各号に掲げる法人(特例
額						事業年度にあっては、新型コロナ税特法第7条各号に掲げる法人以外の法人)の各事業年度において生じた欠損金額については、法第80条の
0	「(1)のうち中小法人等の	「50」は、次のい	ずれかに	該当す	る法人が記載し	規定の適用を受けることができます。 中小法人の判定について
計	年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× ₁₂ のうち少ない金額)50」	(1) 内国法人であ 規定の適用を受 (2) 公益法人等(ります。) 又は人	けるもの 次のイ及 、格のない	: びロに: 小社団等	掲げる法人に剛 :	ł
第		合法人、団地 等、防災街区 法人、マンシ 売却組合及び	及益法管整ョ敷2措人ののび財人理備ン地イ置税う法一団等組事建分及法率ち人般法。合業替割び第の、秭	財人の法組組四の条例置の法と、 は、	人並びに公益を 縁団体、管理総 ま人で非っと を解します。 を第1定の を第1定の の第42条の 規定の 第42条の規定 の通	在 左記の「敷地分割組合」については、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政合(令和3年政令第119号)附則第1条第9号に定める日から施行されます。

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		て計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。 また、この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	
法	「(1)のうち特例税率の適用 がある協同組合等の年10億 円相当額を超える金額51」	特定の協同組合等(措置法第68条(特定の協同組合等の法人税率の特例)の規定の適用を受ける協同組合等)が記載します。	
人	「(50)の 15%又は 19%相当額 53」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第42条の3の2の規定の適用を受ける場合	普通法人のうち適用除外 事業者に該当する法人に は、軽減税率の特例措置(左
税額		「(50)の15% 又は19% 相当額」 (2) (1)の規定の適用を受けない場合	記(1)) は適用されませんの で御注意ください。
の		「(50)の 15%又は 19%相当額」	の事業年度開始の日前3 年以内に終了した各事業
計算			年度の所得金額の平均 が 15 億円を超える法人な どをいいます(87ページを 参照してください。)。
	「(52)の 19%又は 23.2%相 当額 55」	「55」は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 公益法人等(「50」の記載要領(2)イ及び口の法人を除きます。)、協同組合等及び措置法第67条の2第1項の規定の適用を受ける医療法人「(52)の19% 又は23.2% 相当額」 (2) (1)以外の法人「(52)の 19%又は 23.2%相当額」	
地方	「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法 人税額 41」 「差引地方法人税額 42」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった 日の属する課税事業年度開始の日から5年以内に開始した課税事業年度であり、かつ、その更正の通知書 に記載された繰越控除される地方法人税額のうち前 期以前の地方法人税額からまだ控除されていない金 額がある場合に、その金額を記載します。 この金額が100円未満となる場合又はマイナスと	
法	「中間申告分の地方法人税	なる場合は記載しないでください。 この申告が確定申告である場合に中間申告により	その税額の納付の有無に
人税	額 43」 「差引確定「中間申告の)	納付すべき地方法人税額を記載します。 この金額が 100 円未満となる場合又はマイナスと	かかわらず記載します。
額の計	地方法人 税額 (42) — (43) 場合は、(45) へ記入 44」	なる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「この申告による還付金額 45」に記載します。	
算	「この申告による還付金額 45」	この申告が確定申告であり、かつ、地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合に、その金額を記載します。 また、この欄の外書には、「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 27」の外書に記載した金額がある場合において、地方法第 23 条第1項(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付)に規定する	

	欄	記	載	要	領	注 意 事 項
地方法人税額の計		年度に該当する認 れ次により記載し なお、この金額 所得事業年度に 「40」+「41」+ 場合には、その記 (1) 令和元年10」 「27」の外書	果税事業年 ままま第 8 類該当す。 「42」に、 計算した前 月1日前× 月1日以	下度の区 の条第1 課税事業 に に 開始 に は 後に 関始 後に 関始 後に 関始		この計算に当たって、次に 掲げる場合には、それぞれ次 に掲げる金額を控除します。 (1) 左記の「課税事業年度」 に係る事業年度の別表ー の「5」、「7」又は「10 の
算	「所得の金額に対する法人 税額 56」及び「課税留保金 額に対する法人税額 57」	保金額に対する法	上人税額 3	4」の金額	33」及び「課税留 額に 1,000 円未満 を切り捨てた金額	
	余金・利益の配当(剰余金の 己)の金額」	項第8号(利益積	立金額))(当若しく)	こ規定す は剰余金(の分配又は金銭の	
	余財産の最後の分配又は引 ,の日」	る場合において、	当期末の 記又は引流	D翌日か 度しが行	われるときに、そ	解散した場合には記載する
関等	付を受けようとする金融機	付金額の受取につ 座等を次の場合にす。 (1) 銀行等の預金 金融機関名、 記載してくさ (2) ゆうちょ銀行 「ゆうちょ銀の記号番号のより (注) ゆうちょ銀 取を希望する	ついては、それでは、それでは、それでは、日本文の場合の時代を記載していますのの記載した。 はいい はい	希望すれる。 会の(2)の 会の(2)の は、「座の場合では、 は、「郵便	る振込先預貯金口 欠により記載しま 場合を除きます。) 類及び口座番号を 」に貯金総合通帳	は、別に還付請求書の提出が必要です。 (2) 口座名義は、申告書に記載した法人名義の口座をご利用ください。口座名義に店舗・事務所名などが含まれている場合や商号変更前の名称である場合には、振込みができないこと

(2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

	欄	記	載	要	領	注	意	事	項
告書	業年度分の法人税 申 計及び「課税事業年度分の地 法人税 申告書」	応じてそれぞれ 記載します。	「修正確定のみ修正申 のみ修正申 地方法人利 方法人税の ま分の法人	定」又は 申告を行う 说 のみ修正	り場合には、「課 申告書」を二重				
	「中間申告分の法人税額 15」	この申告前の 納付額の還付金 を控除する前の す。	額がある場	場合にも、		BT) ~ \PR	/ l> -:	7 h.L	
	「所得税額等の還付金額 25」又は「中間納付額 26」					既に返 ² どうかに ます。			ているか ず記載し
法人	「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 27」	法第 80 条の の額について申告に で計算されるここで ではます。ここで ではないると ではる ではる ではる ではる ではる ではる ではる ではる ではる ではる	既に還付る より確定 付を受ける 合におい 還付に際 、この申旨	を受けていた大損な るべき金額 て、既に いこ では でよる でよる でよる で	金額を基礎とし 額を本書に記載 還付を受けた金 算金の支払を受 還付金額に対応	応する還伝	還付力 による 受ける け加算	50 加算: 透付 3 ができ	00,000円金 30,000円金額 00,000円金額に対
税額						この欄に	こ記載 100 円	= する +18	,000円 ,000円 18,000円 金額 3,000円 18,000円
<i>の</i>	「法人税額 63」	この申告前の す。この申告が る場合には、法 は決定の金額」 の金額から中間 を記載します。	更正又は 人税の更」 の「差引原	央定後初る E決定通知 所得に対	印書の「更正又 する法人税額」				
計	「還付金額 64」	に、既に還付さ の還付金額を加 告が更正又は決 は、法人税の更	れた欠損会 算した金額 や定後初め 正決定通知	金の繰戻 頃を記載 てのもの 中書の「!	します。この申)である場合に 更正又は決定の	人税の還 加算金の	付金額 支払る 、その	額に を受 の還	けている 付加算金
算	「この申告により納付すべ き法人税額又は減少する 還付請求税額((16)-(63))	金額のある欄に	に中間申行 知書の「『 する法人税 最します。 「63」及び 応じ、次の	吉分の法。 更正又は 額」の金額 「64」の。 の金額を	人税額から法人 決定の金額」の 額を控除した金 各欄のうち記載 記載します。こ				
	若しくは((16)+(64))又		٧١ _°						

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
法人税額		額から「63」の金額を控除した金額 (2) 「16」と「64」の本書とがある場合には、「16」の金額と「64」の本書の金額との合計額 (3) 「28」の本書と「64」の本書とがある場合には、「64」の本書の金額から「28」の本書の金額を控除した金額 各欄の外書は、この申告が欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われてい	
0	き法人税額又は減少する 還付請求税額 30」、「還付	ない場合に限り、次により記載します。 (1) 「27」及び「28」には、この申告による減少 後の還付請求税額を外書きします。	
計算		(2) 「64」には、この申告前の還付請求税額を外	
	「中間申告分の地方法人税 額 43」	/ 0	
地	「この申告による還付金額 45」		既に還付を受けているか どうかにかかわらず記載し ます。
方法	「この申告による還付金額 45」の外書	法第80条の規定により還付請求をした法人税の額に係る地方法第23条第1項に規定する確定地方法人税額について、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を記載します。この場合、既に同項の	既に還付を受けた金額 50,000 円
人		規定により還付を受けた金額に係る還付加算金の 支払を受けているときは、この申告による還付金 額に対応する還付加算金の額を含めて記載しま す。	30,000円 還付を受けるべき金額に対 応する還付加算金
税			3,000 円× 30,000円 50,000円 =1,800円 この欄に記載する金額
額			30,000円+1,800円=31,800円
の	「確定地方法人税額 71」	この申告前の申告書の「44」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更	
計		正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額から中間申告分の地方法人税額を控除した金額を記載します。	
算	「中間還付額 72」	この申告前の申告書の「45」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、中間申告分の地方法人税額から地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額を控除した金額を記載します。	

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	「欠損金の繰戻しによる還	地方法第 23 条第1項の規定により既に還付さ	
	付金額 73」	れた金額がある場合に、その金額を記載します。	規定により還付を受けた金
地		なお、この申告が更正又は決定後初めてのもの	A)((C (C ((((((((((((((((
		である場合には、地方法人税の更正決定通知書の「東エスは沈京の入策」の「滞け入策」の入策され	
方		「更正又は決定の金額」の「還付金額」の金額を記載します。	の還付加算金の額を含めて記載します。
		77 7 0	記載しまり。
法		次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記載	
		します。ただし、この金額が100円未満となるときは記載しないでください。	
人		(1) 「44」に記載がある場合で、次のイ又はロの	
	((73) - (45の外書))) 74」	場合	
税		イ 「71」に記載がある場合	
		((44) - (71)) 若しくは(44) + ((72) + (73)) 又は	
額		(((72) (45)) + ((73) (45の外書)))	
		ロ 「72」と「73」のいずれか又は両方に記載	
の		がある場合	
		((44) (71)) 若しくは((44) + (72) + (73)) 又は	
計		(((72) (45)) + ((73) (45の外書)))	F / 1□ A = /□ → \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
		(2) 「45」の本書と外書のいずれか又は両方に記せ、) (1) (III) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I)
算		載がある場合で、「72」と「73」のいずれか又は	
		両方に記載がある場合 ((4) (71) 若しくは((4) + (72) + (73)) 又は	い場合は、「73」 - 「45 の外 ま」の会類を 0 と 1 て計算 1
		(((72) - (45)) + ((73) - (45の外書)))	た金額を記載します。

(参考) 税 率 区 分

法 人 区 分	税率	適用額明細書の提出あり			
本 八 区 カ	17t 4*	軽減税率の特例	適用除外事業者		
(1) 普通法人 ((2)(8)を除きます。)	23.2%	-	-		
(2) 普通法人 (法66②の適用を受けるものに限り、(8)を除きます。)	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	800万円以下:19% 800万円超:23.2%		
(3) 一般社団法人等…非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	-		
(4) みなし公益法人等・・・特定非営利活動法人、認可地縁団体等	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	-		
(5) 人格のない社団等・・・法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあるもの	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	_		
(6) 公益法人等 ((3)(4)を除きます。)・・・社会医療法人、学校法人など法別表第二(公益法人等の表)に掲げる法人	19%	800万円以下:15% 800万円超:19%	-		
(7) 協同組合等 ((9)を除きます。)・・・・農業協同組合、漁業協同組合など法別表第三(協同組合等の表)に掲げる法人	19%	800万円以下:15% 800万円超:19%	_		
(8) 特定の医療法人 …措置法67の2①の規定の適用を受ける医療法人	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:19%	19%		
(9) 特定の協同組合等・・・措置法68①の規定の適用を受ける協同組合等	10億円以下:19% 10億円超:22%	800万円以下:15% 800万円超:19% 10億円超:22%	-		

⁽注)1 適用額明細書の提出がない場合には、軽減税率の特例の適用はありませんので御注意ください。(2)~(9)の法人の「税率」の欄については、適用額明細書の提出がない場合に適用される税率を表示しています。 2 (2)(8)の法人については、適用除外事業者の判定が必要となります。 3 普通法人とは、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等以外の法人をいいます(例:株式会社、非営利型法人に該当しない一般社団法人及び一般財団法人、医療法人など)。 4 (3)~(6)の法人については、収益事業を行う場合に適用される税率を表示しています。